

## 広島県告示第七百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在 地
土 砂 災 害 警 戒 区 域	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域	広島県広島市安佐北区白木町大字井原及び安芸高田市向原町長田地内
三篠川支川 (四一九一) (二)	土石流	自然現象の種類による土砂災害の発生原因
三篠川支川 (四一九一) (二)	次の図のとおり	表区域の示す区域の名称
三篠川支川 (四一九一) (二)	土石流	自然現象の種類による土砂災害の発生原因
三篠川支川 (四一九一) (二)	次の図のとおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害等土砂二表示め第へ関防に災害に平止お害にび事十成る対け警規法四十法策る

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。